

浪江町長 馬場 有 様

浪江町議会議長 吉田 数博

浪江町復興に関する浪江町議会の考え方

浪江町議会では、町の復興計画策定と並行して、町復興に関して小委員会を設置し課題ごとに論点整理して、全体会で議会としての考え方を議論してきた。議論の中で見えてきたことは、町の復興＝町民の生活再建であり、除染に関することや賠償など不確実な事柄が深く関わっているためそのことについても触れている。また、期間についても前述のことや町民の意識の変化を考慮しながら対応していく必要がある。その他、下記のとおり議会としての考え方をまとめた。については、町の復興計画への反映も含め本文を提出する。

記

1 復興までの道筋(期間)について

避難の現状をみると、除染、賠償、インフラ整備などが不確実であり、短期・中期・長期の期間については、柔軟に対応すべきである。

除染を成功させることがふるさと再生の大前提

2 モデル除染事業と除染について

- ① 区域見直しにかかわらず除染は先行して進めるべきである。
- ② 線量の高い地区や森林も除染すべきである。
- ③ 除染方法は、あらゆる除染技術を検証し効果のある除染技術を確立すべきである。
- ④ 費用対効果についても検証、開示されるべきである。
- ⑤ 詳細線量マップによる汚染状況を開示すべきである。
- ⑥ 復旧復興作業に関わる方々の環境、防護対策の整備が不可欠である。
- ⑦ 仮置き防護シート及び屋根の防護シートが風雨のため、破碎しているので定期的に点検し補修すべきである。

※ 国は、除染目標を 3.11 以前の水準とし、年間被ばく線量を 1 ミリシーベルト以下に限りなく近づけるべきである。

3 仮置き場と中間貯蔵施設について

- ① 除染は仮置き場設置が最優先課題であり、仮置き場がなければ除染作業が進まない。
- ② 仮置き場は、各行政区で設置場所を依頼できる地域と困難な地域があり、国は町と協議し広域的な仮置き場設置を検討すべきである。
- ③ 国は、町と協議し仮設焼却炉の設置、整備を進めるべきである。

※ 国は責任を持って中間貯蔵施設の整備を進めるべきである。

賠償は一人ひとりの生活再建が確実になるまでなされなければならない

4 損害賠償について

- ① 避難指示に伴う精神的損害の額は、1人月額35万円とすべきである。
- ② 現在の財物賠償基準では生活再建が不可能であり、賠償基準を見直すべきである。
- ③ 避難指示に伴う精神的損害の中に生活雑費が含まれているが、区分すべきである。
- ④ 賠償の期間は、避難町民が元の生活基盤に戻るまでとすべきである。
- ⑤ 地方公共団体の税込減及び本件事故により実施した事業を賠償の対象とし、期間についても、町民が元の生活に戻るまでとすべきである。
- ⑥ 避難生活の長期化に伴い紛争審査会は今後も継続して開催すべきである。

5 健康管理について

- ① 将来にわたる町民の健康管理を保障する国の法整備を求めるべきである。
- ② 遅れている全町民の内部被ばく検査を早急を実施する体制を整備すべきである。
- ③ 食品の安全を保障するため、検査体制を強化すべきである。
- ④ 健康管理の相談窓口を充実させるべきである。
- ⑤ 放射線に関する教育及び放射線防御に関する啓発事業の展開を図るべきである。

6 町外コミュニティについて

- ① 災害復興住宅建設計画についての概要（場所、戸数、賃料など）を早急に示すべきである。
- ② 町外コミュニティのイメージが行政機能、商店、病院、学校などの有無について町民それぞれ違うため、共通認識を持つべきである。
- ③ 地震による家屋被害や長期避難による影響で家屋の老朽化が進み住めなくなることが予想される町民、帰還困難区域が予想される町民などのために、帰

町するまでには町営住宅建設や分譲住宅、分譲地を整備する必要がある。また、個人住宅建設に対する補助も検討すべきである。

- ④ 3区域見直し後の復興住宅や借り上げ住宅等の生活支援は、元の生活基盤に戻るまで支援継続されるべきである。

7 避難の現状と対策について

- ① 長期化する避難の中、町民の生きがいつくりや健康で文化的な生活を確保し、仮設・借上げ住宅にかかわらず格差が生じないように対応すべきである。
- ② 中期・長期ごとの地域コミュニティを考慮した復興住宅の早期建設を進めるべきである。
- ③ 離れ離れになった子供たちの絆づくりと心のケアについては、町も主体的に事業の充実強化を図るべきである。

8 ふるさと再生について

- ① 医療・福祉・教育等帰宅した町民が不安なく生活できるよう、特別立法を含めてあらゆる施策に国が責任を負うべきである。
- ② どこに避難していても、町民の絆を保てる施策が必要であり、そのための取り組みを強化すること。

9 津波被災地復興について

① 危険災害地域について

町と津波被害者と協議の上、地域の指定を早急に検討すべきである。

また、集団移転先は高台（大平山・北棚塩など）を基本とし、そのための事業費は復興交付金等を財源とすべきである。

② 墓地について

移転先は被災者の意見を尊重し、居住場所付近の高台を基本とする。

- ③ 請戸港の再興及び海岸線の防潮堤整備などの調査を急ぎ、区域の見直しを待たず、早急に事業に着手すべきである。

10 農林業、水産業、商工業の再生と町づくりについて

- ① 除染が計画通り進むか否かで、町の再生は大きく左右される。

倒壊、危険家屋等の実態調査を速やかに実施すべきである。

- ② 町づくりにおいては、医療、教育、福祉などの基盤整備を先行しながらも、農林、水産、商工、サービス業などの産業復興も遅れることなく進めるべきである。

- ③ 国は漁業再生のためにも、防潮堤、漁港、市場など水産業の基幹施設整備を早急に進めるべきである。

- ④ 国は、農業再生の基幹となる安全な水源の確保と土壌等の詳細な汚染調査と除染を進めるべきである。

※地震、津波、原発事故による壊滅的被害を受けた町の再生、復興は非常に困難が予想される。国、県、町はその状況に鑑み必要な法整備等を急ぎ、総力をもって復興再生にあたるべきである。

11 事業再開、就業支援、産業集積、企業誘致について

- ① 低線量地域での既存企業の事業再開について検討すべきである。
- ② 国、県、町は原発事故以前の町内にあった企業にUターン、事業再開を強く要請すべきである。
- ③ 国、県、町は就労の場の確保のために、再生可能エネルギー企業の誘致及び各種研究施設等の拠点整備を図るべきである。
- 放射能等に関する研究施設
 - 医療、医薬、健康科学に関する研究施設
 - 農業再生に関する研究施設
 - 海洋、水産業に関する研究施設
 - 再生可能エネルギーを拠点地区とした地域振興策の展開

※活力ある町の再生は、若者が定着できるかどうかである。国、県、町は、この観点から真摯に、かつ大胆に最大限の努力を傾注すべきである。